

新宮 LC 第 5 号
令和 2 年 5 月 4 日

クラブ員各位

特定非営利活動法人
新宮ライフセービングクラブ
理事長 田原 幸佑

緊急事態宣言の延長に伴う活動方針について（通知）

「緊急事態宣言の発令に伴う活動方針について」（令和 2 年 4 月 7 日付け新宮 LC 第 4 号）により、すべての外出を伴う活動を休止及び制限させていただいているところですが、本日、緊急事態宣言が延長され、引き続き福岡県も特定警戒都道府県とされたことに伴って、下記の通り活動方針の延長を通知いたします。

本通知方針の期限は本年 5 月 31 日までとしますが、宣言が部分的に解除された場合などによって期限前に見直す可能性があります。

記

- ・引き続き、原則としてすべての外出を伴う活動を休止及び制限します。

当法人の活動は原則として、メールや電話、WEB 会議、SNS などのオンラインツールなどによる外出を伴わない活動のみとして、外出を伴うすべての活動を休止及び制限します。

特例として、必要不可欠で別的手段が与えられていない場合などについては、理事会が個別に認めた場合のみ制限しません。

以 上